

研究データの管理、公開、共有及び利用に関する基本方針 (理研データポリシー)

2020年3月25日

国立研究開発法人理化学研究所

I. 目的

1. 国立研究開発法人理化学研究所（以下「研究所」という）は、研究データの取り扱いに関する基本方針を定めることにより、国と時代の要請に応えながら幅広い研究分野で先導的な研究を進めるとともに、研究者の豊かな発想と成果を尊重しつつ、研究データの利活用促進を通じて研究開発成果の最大化及び社会への還元を図る。
2. 研究データは、研究者の魂といえるものであるが、公的資金で運営されている研究所で生成された国民の知の共有財産でもある。研究所は研究データを国益に沿う形で最終的に原則公開するという理念に基づいて、我が国および世界の科学技術の発展に貢献する。ただし、個人のプライバシーの観点から保護が必要なデータ、研究契約等で公開に制限があるデータ等、特別な配慮が必要な研究データは公開の対象外とする。

II. 定義

1. 本基本方針において、「研究データ」とは、研究所の研究活動を通じて取得、作成されたあらゆるデータをいう。
2. 本基本方針において、研究データの管理又は研究データを詳細に記述するために、研究データに付されるデータを「メタデータ」という。
3. 本基本方針において、研究データ（メタデータを含む。以下同じ。）のうち、論文発表等に伴い公開が義務付けられたデータ、利活用によって科学技術の発展に貢献できると研究所が判断したデータを「利活用データ」という。
4. 本基本方針において、利活用データのうち、受領者を限定せず公開するデータを「公開データ」という。
5. 本基本方針において、利活用データのうち、受領者又は期間を限定して研究所外と共有するデータを「所内外限定共有データ」という。
6. 本基本方針において、利活用データのうち、研究所外と共有せずに研究所内で利用者又は期限を制限して利活用するデータを「所内限定共有データ」という。

III. リポジトリにおける利活用データの管理

1. 研究所は、利活用データを適切に管理する必要から、メタデータやデータ

アクセス権の適切な付与を行うとともに、研究データの改ざん、消失、不正取得等を防止するセキュリティ機能を備えたリポジトリを運用する。

2. 研究所は、利活用データを、原則、公開データ、所内外限定共有データ又は所内限定共有データとしてリポジトリに登録し、管理する。所内外限定共有データ及び所内限定共有データについては、データ共有の範囲や期間も設定する。
3. 前項のほか、利活用データを、どのような基準、様式又は手順で、公開データ、所内外限定共有データ又は所内限定共有データとして登録するかは、研究契約、研究所の規程類に従うほか、研究所のセンター等が別途定めるガイドラインに従うこととする。
4. 研究所は、リポジトリに登録される利活用データの信頼性、正確性、完全性等の品質について担保するように努める。
5. 利活用データが公開又は共有された後において、研究所はその履歴を明示したうえで、当該データの全部又は一部の公開又は共有を取りやめることができる。

IV. メタデータの付与

1. 研究所は、リポジトリに登録されるデータについて、その取得、生成された過程や科学的見地等、その正当性を担保しつつ利活用を推進するために、必要な範囲でメタデータを付与する。
2. 付与されるメタデータについては、識別子等の記述、公開又は共有の方法が、国際的に広く使われる標準技術や仕様に基づいて行われるよう努める。

V. 利活用データの保管期間

リポジトリに登録される利活用データの保管期間は、当該研究プロジェクト等の継続、終了の状況に関わらず、登録されてから原則10年間以上とする。

VI. 利活用データの公開及び共有

1. 研究所は、継続的な利活用データの公開及び共有とその環境の整備に努める。
2. 研究所は、利活用データの公開及び共有を自らが行うほか、既存公共リポジトリ等も活用する。
3. 研究所は、利活用データの公開等を行う研究者を尊重し、当該研究者を評価報奨するとともに、当該研究者が不利益を被らないよう努める。

VII. 公開データの利用の許諾

研究所は、公開データの全部又は一部の二次配布、二次利用を許諾する範囲及び条件を、あらかじめ明示する。

VIII. 免責事項

研究所は、利活用データの品質確保に努めるが、公開データや所内外限定共有データの利用に関して生ずる一切の損害について責任を負わない。

(参考)

